

## 【経済・行政政策】

### 1 実効ある行政改革の推進と県財政の健全化について

#### (1) 非常勤職員の労働条件の向上について

「臨時職員の任用等に関する要綱」の第12条（分限及び懲戒）において「臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して免職ができる。」となっており、(4)項に「業務の廃止又は予算の減少等により廃職を生じた場合」となっている。

臨時職員は地公法の対象であり、民間の労働者と条件が異なることは承知していますが、労契法第17条では「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」となっており、民法第532条2項の解釈により「不当に契約解除された場合、期間満了までの賃金分の支払いを請求できる。」となっていることから、労働者として臨時職員の場合も同様な扱いを望みたい。

そのことから、(4)項を削除するか、もしくは「その意に反して免職ができる」と要綱に記載していても残期間の雇用は保証すること。万が一免職にするとしても残期間の賃金は保証すること。

#### (2) 個人情報保護・マイナンバー制度について

マイナンバー制度の実施にあたっては、情報漏えい問題が発生することのないよう、教育等を含めた人的体制やシステム等物的体制の構築に万全を期すこと。また、市町と十分に連携を図り、必要に応じて助言指導や意見聴取を十分に行うこと。

そして、万一情報漏えいや悪用等のトラブルが発生した時を想定し、速やかな情報開示や被害拡大防止等の対策を講じておくこと。

一方、マイナンバーの利用拡大は、利便性拡大とともに安全性を危惧する声も少なくない。利便性のみが強調され拙速に利用拡大されることのないよう現場段階での課題等を把握し、国等の関係機関に声を伝えること。

#### (3) 地方創生について

昨年策定した「香川県かがわ創生総合戦略」における「PDCAサイクルの確立」について、「効果の検証→見直しと改善→翌年度の取り組みに活かす」このサイクルをどう循環させ、県民に取り組みを知らせていくのかを明らかにされたい。

加えて市町の総合戦略も明らかになったこともあり、有用と思える施策には具体的な支援も検討して欲しい。

#### (4) 開かれた議会および行政機関の推進

県民はニュースや新聞、広報誌で知事や県の取り組み（イベント等）を知る機会はあるが、どんな目的で具体的にどのような施策を行っているか、直接知事の思いや県の考えを聞く機会が少ないと思える。ぜひ行政と住民の接点を深めるために、住民対話会を地域や分野を分けて実施すること。

多くの人に政治や地方議会の理解を深めてもらうために、議会のインターネット中継に加え、サウンダー議会や出張議会等を開催し、傍聴者を増やす工夫を行うこと。もしくは地域ごとでの議会報告会を検討すること。

## (5) シェアリングエコノミーに関わる課題について

新たな市場の活性化のために政府で検討が進んでいる「シェアリングエコノミー」の中でも「ライドシェア」と「民泊サービス」について、安全・安心の観点から以下の取り組みをすること。

### 1) 「ライドシェア」について

「ライドシェア」に関しては、運転者の運転技術や、事故歴や犯罪歴といった運転者としての適格性判断については、運転者の自己申告に委ねられているばかりか、就業後の教育訓練や技能講習受講などの義務もありません。運行管理や車両管理も、運転者の自己責任のもとで行われるため、第三者によるチェックや指導を受けることもありません。

「ライドシェア」の市場参入が先行している諸外国においては、上記のような利用者にとっての安全・安心を確保するための仕組みの欠如から、運転者による事件などの社会問題を引き起こすだけでなく、輸送サービスを提供する運転者の適正な就労環境や処遇条件をめぐって法廷で争われている事例も多数報告されています。「ライドシェア」を利用した有償輸送サービスの市場参入を許可する前に、利用者の安全を確実に保障するための規制が必要です。

については、既存の規制の下で担保されてきた生活者・利用者の安全が毀損することがないように、特区制度を活用する場合も含め、今後具体的に「ライドシェア」に関する条例等の法制上の措置を検討する際は以下の対応をとること。

#### ① 利用者の安心・安全の確保

不特定多数の一般国民が利用する「ライドシェア」による有償輸送サービスにおいては、何よりも利用者の生命や財産が保護されることが必要であり、既存の公共交通サービスで保障されている水準以上の安心・安全が確保されない限りは「ライドシェア」は導入しないこと。

#### ② タクシー産業規制のあり方の検討

タクシー産業などの労働者にもたらす影響に鑑みれば、「ライドシェア」のみの問題ではなく、これまでの規制緩和の経験を踏まえて、タクシー産業に対する規制のあり方と併せて検討すること。

#### ③ 仲介サイト事業者の責任と適正な運行管理が行われる仕組みの構築

利用者の安心・安全を確保しつつ、社会経済に悪影響を及ぼすことのないように、「ライドシェア」における仲介サイト事業者の責任のあり方や、運転者の適正な運行管理が行われる仕組みの構築に向けた対策を併せて検討すること。

#### ④ 運転者の労働者保護のあり方

諸外国や過去の国内類似事例の判例等を踏まえ、運転者の労働者性や労働者保護のあり方について十分な検討をすること。

### 2) 「民泊サービス」について

「民泊サービス」については、国家戦略特別区域（以下、特区）内では一定の要件のもとで旅館業法の適用除外とされてきましたが、今般、国政において、特区に限らず広く「民泊

サービス」を適法化する動きが強まっています。しかし、「民泊サービス」は、耐震や消防、公衆衛生といった規制や宿泊者名簿の備え付け義務など、利用者の安全・安心を確保するための仕組みが十分ではありません。

他方で国内では、借主が大量の未分別ゴミを出し、第三者である近隣住民が費用を負担して処分せざるを得ない事例や、騒音や共用スペースでの喫煙・飲酒など、さまざまな社会問題を引き起こしているばかりか、必要な申請や届出を行わずに営業しているいわゆる「ヤミ民泊」や「違法民泊」が横行しています。

また、「民泊サービス」が先行する欧米では、地域社会への悪影響や治安の悪化が報告されています。

よって県内における「民泊サービス」営業において、生活者・利用者の安心・安全が十分に確保できるよう、下記のとおり対応すること。

#### ① 適切な安全管理のための対策

「民泊サービス」において、最優先されるべきは、生活者・利用者の安全・安心が守られることであり、耐震・防災設備や衛生といった最低限の安全性を確保するための規制は必要です。そのため、建築基準法や消防法、既存の旅館業法など関連法規との関係を考慮しつつ、地方自治体が貸主（管理者）、仲介サイト事業者に安心・安全のために必要な情報提出を求めることができ、関係者は、これに応じる義務が生ずるなど、適切な安全管理のための対策を講じられたい。

#### ② 違法業者の徹底排除のための適切な対応

現行法では、抑止力が働かないという問題があることから、違法業者の徹底排除のために、次のような適切な対応を条例等で定めるとともに国に対して求められたい。

- ・法令違反に対し、営業停止や登録抹消などを含め、より厳格な罰則の規定
- ・「民泊サービス」で、法令違反のもとでの営業実態を見つけた場合の通報窓口の設置とブラックリスト化
- ・仲介サイト事業者の事業内容をチェックする第三者機関の設置
- ・新規に民泊へ参入した事業者の審査・再審査

#### ③ 近隣住民の生活を守る措置

近隣住民の生活を守るために、「民泊サービス」を提供する際には、事前に近隣住民との合意を仲介サイト事業者および貸主（管理者）に対して義務づけることなどを条例等で定め、トラブルを未然に防ぐ措置を講じられたい。

## 2 公正労働条件の確立と広域行政のあり方について

### (1) 公契約条例の制定等について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民の福祉の増進に寄与することを目的に、18の自治体が賃金条項を盛り込んだ公契約条例を制定

するとともに、同条例の理念的な要素では、山形・岩手・長野・岐阜・奈良・愛知県を含む13自治体が総則的事項を定める条例を制定している。

徐々にではあるが公契約条例を制定している自治体は増えている状況であり、香川県としても条例制定に向けた具体的な取り組みを進めること。

また業務委託契約における労働関係法令の遵守状況の確認のための調査の実施結果について明らかにすること。

## (2) 業務委託の委託先企業変更時における労働者保護について

公共サービス基本法第11条に基づき、雇用の安定を図るため、管理運營業務委託の更新時の競争入札などによる委託企業の変更の場合、これまで従事してきた労働者の継続雇用に努めるよう仕様書に記載すること。

またその際の雇用条件は、現行基準を下回らないよう配慮することも併せて提案すること。

## (3) 水道広域化について

### 1) 施設統廃合と水利権調整について

香川用水全量活用方針の中で、人口予測と水需要計画に基づく水源余裕率、水源利用率の計画目標値を意識した水利権調整と施設統廃合計画を明らかにし、渇水リスクの管理と水道事業負担について水道利用者のコンセンサスを得ること。

### 2) 水道料金体系の情報開示について

水道普及率99%を超えた香川県内水道料金体系は、広域化事業を含む全体事業資本が過大とならない事業計画に基づく経常的事業経費の循環費用から算出し、逡増制料金体系を基本とした事業健全継続に必要な水道料金設定を行い、各自治体水道利用者への影響情報を開示し理解を得ること。

### 3) 危機管理体制のソフト面構築について

ライフライン事業である水道事業は、震災等の災害時危機管理対応や渇水対応時においても、事業者責任範囲における対応を想定し、新たな広域水道事業体と関連組織や周辺自治体との連携が機能するよう、人的基盤の確保も含めたソフト面での組織体制を日常業務の中で確立すること。

## 3 防災・減災対策の推進

(1) 耐震診断・改修事業の補助費は瀬戸内沿岸の自治体としては充実していると考えますが、熊本地震を考えた場合、まずは耐震診断を早期に促すことが大切と考える。補助事業の更なる周知・PRを行うこと。また耐震診断の補助額を現行の限度額9万円から増額を行うこと。

(2) 局地的な震災や洪水被害なども考えられる。その際は地元市町の避難所等の利用より近隣市町の避難所等が近くで便利な場合も想定される。

そのようなケースをも想定した近隣市町間の避難体制の確立等、支援体制を県として確立すること。

と。

- (3) 建物が被災し使えない場合が起こらないよう、避難所に指定されている建物について、県が指導し検証を行うこと。その際は、食料等の備蓄品に加え、一定量の電気・燃油の確保策も検証すること。また車での避難や緊急車両の駐留地として使えるスペースを市町と連携し確保すること。

#### 4 人種等を理由とする差別の撤廃推進について

本年5月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）」が成立した。またそれに先立ち大阪市では「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が1月に制定されている。

あらゆる分野において人種等を理由とする差別をなくし、人種等を異にする者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためにも、県においても人種等を理由とする差別のない共生社会の実現を目的とした条例の制定を検討すること。

## 【雇用・労働政策】

### 1 働き方改革について

働き方改革として以下の取り組みを進めること。

- (1) 県（県庁・教育委員会・県警）の次世代育成法・女性活躍促進法にともなう特定事業主行動計画を見ると、働き方改革の大きな課題である長時間労働に対する公表した目標としては、教育委員会における次世代育成法に関するワーク・ライフ・バランスについて「超過勤務が前年度を上回らないように努める」の記述しか見当たらない。

昨年、県内の長時間労働の縮減について求めたところ、数値目標の設定は難しいとの回答であったが、県内企業等の模範となるよう県庁の時間外労働削減の目標設定を行い、目標ならびに具体的な施策などを公表し積極的な取り組みをお願いしたい。

- (2) 県内中小企業での働き方改革について推進するためには、中小企業だけで検討するには難しい面が多いと考える。2016年度は「女性活躍・両立支援推進アドバイザー事業」を実施し、「働きやすい職場環境づくり」に取り組んでいるが、経営団体と連携し生産性向上等のノウハウ伝授など、多面的に中小企業を支援し、安定した経営で働きやすい企業となるように支援策を講ずること。

- (3) 連合の労働相談でも項目別では「いじめ・ハラスメント」が上位となっている。マタニティーハラスメントやセクシャルハラスメントについては一定基準が設けられてきており、社会の意識も熟成されつつある。しかしながら「パワーハラスメント」「いじめ」等は対応が非常に難しいのが実情である。

商工労働部・労働委員会、私たち連合ならびに労働局雇用環境・均等室との連携を強化し、ノウハウ等の蓄積を図ること。必要な場合は連絡会などを検討すること。

### 2 正社員化の推進について

2016年度の香川労働局との「香川県雇用対策協定」に基づき連携し雇用施策を取り組むこととしているが、以下の取り組みも検討すること。

- (1) 「新卒者県内就職状況・意識調査」を新規・重点施策として実施し支援策を検討するとなっているが、①調査項目について労働組合の意見を反映させる、②支援策検討にあたっては労働組合も交える、ことを検討すること。

- (2) 若者従業員と就職予定者（学生）との意見交換会を開催すること。その際は労働組合の組合員も参加させること。

- (3) 連合傘下の組合（企業）においても労働契約法18条（無期労働契約への転換）の取り組みが未だにされていないところも存在する。私たちとしては労使協議の中で議論促進を取り組むこととしているが、労働組合の存在しない企業では更に遅れることが危惧される。同法の措置について県としても積極的に周知・PRを図ること。またその際は、経営者団体や労働局とも連携を深め、場合

によればキャリアアップ助成金の活用も勧めること。

### 3 魅力がある企業や地域をつくるための福利厚生施設・施策の充実について

人口が首都圏に集中する中で地方における安定した雇用を創出するためには地方に魅力が無くしてはならない。「働きたい」「働きやすい」と思う福利厚生が整った企業の誘致やニーズにあった地元企業の創生が必要であるが、一企業で施設等を用意し維持することは困難であるとする。

例えば子育て支援や医療・介護支援、また住宅購入支援などワーク・ライフ・バランス制度の充実が望まれており、大手企業は労使で取り組んでいるが中小企業などは制度・施設構築に取り組めないのが現状である。

自社で取り組むのが難しい中小企業または企業等が集中する地域をフォローし、県と企業が一体となった福利厚生制度体制づくりをお願いしたい。

### 4 ものづくり産業における産学連携の推進

県外へ若者の流出を防ぐには地元で学んで地元就職することが理想と考えます。とりわけ香川のものづくり産業における人手不足・技能伝承は深刻であり、企業と大学が連携・支援を図り、ものづくり産業における人材育成と雇用まで円滑採用できる仕組みを整備することが必要と考えますが、県としてもものづくり産業における労働力確保・人材育成についてどのように考えているのか明らかにされたい。

またインターシップの活用等、県が学校・企業の橋渡し役を更に進めるとともに、県外大学等への地元企業へのインターシップ等の推進も県が進めることを求めたい。

## 【教育政策】

### 1 労働者教育について

- (1) 若いうちからの労働者意識を持ち、働くことでの権利と義務を知ることが大切である。そのためにも大半の学生がアルバイトを含め仕事を経験する前である高校生の時に最低限の労働者教育を行うこと。またそのためにツールとして活用している労働政策課作成のリーフレットを、他県を参考に学生が興味を引くように改良を加えること。
- (2) 今年度本格的に「キャリアデザイン教育プログラム」を実施することとし、県内の高校に参画を求めているが、より多くの学生がプログラムに触れることができるように取り組みを進めること。また進学する学生を対象にプログラムを作成しているとのことであるが、アルバイト等でトラブルに巻き込まれないようにワークルール等も含めること。
- (3) 社会人（アルバイト含む）と学生の意見交換会を計画し、若者の職場での実体験を伝え、職業・企業選択のミスマッチ解消を図ること。その際は労働組合の若年組合員も活用すること。
- (4) 教員が一般企業での就業経験に乏しく、労働法制含め学生を指導するノウハウが足りていないとも聞く。労働者を代表する労働組合と教員の意見交換会等を企画すること。

### 2 教育格差の解消に向けた奨学金等の充実について

- (1) 生活保護受給世帯等では子どもへの支援としての給付が確実に子どものために使われていないケースもあると聞く。子どもに確実に届く教育援助策を市町と連携し取り組むこと。その際は教育バウチャーの制度（例：大阪市塾代助成事業）も参考にすること。
- (2) 学生の進学機会や意欲を削ぐことのないように（独）日本学生支援機構奨学金・香川県大学生等奨学金や市町の奨学金など、高校生の早い段階での奨学金制度の紹介を行うこと。
- (3) 県内居住・在職を条件に一部給付（返還免除）の奨学金制度を設けているが、更に給付対象（返還免除対象）を増やすこと。また（独）日本学生支援機構奨学金の有利子奨学金の負担が大きい学生に対する負担軽減策の検討を行うこと。
- (4) 香川県大学生等奨学金の募集枠（100人程度）および申込資格等の緩和等を検討し、必要とする者に奨学金が届くようにすること。

### 3 スクールソーシャルワーカーの労働条件向上等

子どもの貧困やいじめ、児童虐待など、子どもとその家族を取り巻く環境が深刻さを増してきている。子どもの問題行動の未然防止や一人一人に対応した合理的配慮を行うため、子どもに関するシームレスな情報連携、それを担う存在としてのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー



カーの活躍が期待される場所である。

教育と福祉の連携が欠かせなくなっている現状から、福祉の資格を有するスクールソーシャルワーカーの必要性は中央教育審議会の答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」でも挙げられている。

香川県内では、関係機関との連携を充実させるために 34 名のスクールソーシャルワーカーが働いているということだが、多くが非正規雇用で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの待遇は経済的に安定した状態とは言えない。

今後進むであろう「チーム学校」の実現に向けて、必要不可欠な専門スタッフ（スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど）の雇用の安定を図るため、①正規職員の採用を進めること、②賃金をはじめとした労働条件の向上をすること、等に取り組むことで専門スタッフが子どもたちのために十分に力を発揮できるようにすることが大切である。

前記「正規職員化」「労働条件の向上」のうえ、専門スタッフの全校配置ができるように県として支援の充実を図ること。

### 【産業・中小企業政策】

1 外国人観光客の増加は、地域の活性化や経済的な影響をもたらしている。今後も外国人観光客を含め来県者増加のためには、簡単・安全・快適な移動手段の構築は不可欠である。各事業者では、利便性を高めるための取り組み（例えば、JR四国の四国全線乗り放題切符など）を行っており、その情報の集約化と旅行者への提供などとともに、支援策を講じること。

また、国が進めるICカードの共通化は利便性を高める有効な施策であり、県として積極的に進めるとともに、主要交通機関にICカード読み取り機の設置を行うこと。

2 希少糖「プシコース」が、特定保健用食品と認められれば、様々な商品に利用され今以上の需要が見込まれる。現在、特定保健用食品への認定申請中とのことだが、現状を明らかにするとともに、ブランド価値や認知度を高めるために息の長い施策を実施すること。

### 【環境・資源・エネルギー政策】

地球温暖化は、自然災害の頻発化・大型化が指摘されており、その防止策として温室効果ガスの削減が迫られている。また、現在の主要なエネルギー源である化石燃料も恒久的・安定的な資源ではない。

このことから、再生可能エネルギーの活用は時代の要請でもあり、県としても再生可能エネルギー促進県をめざし、下記の施策を積極的に講ずること。

1 日照時間が長い本県の特性を生かし、太陽光発電設備に対する補助制度の継続・拡充、太陽熱温水器設備に対する補助制度の新設をすること。

2 10kw未満で10年、10kw以上では20年の固定価格買取制度がスタートして、4年目を迎えた。売電期間が終了した後の対応は、電気事業者との合意で決めることになっており、未定である。仮に引き続き、売電が可能となっても通常の電気料金よりも高く設定されることはないと考えられる。また太陽光発電は、日照時間内の発電に限られるため、電気の安定供給に問題があるとされている。

太陽光発電による電気がすべて有効活用できる環境づくりのため、蓄電設備の技術開発や導入促進策を検討すべきと考える。

蓄電による夜間利用や災害等の停電時の代替電力としても利用できることから、成長産業として、蓄電技術をはじめ太陽光関連のメンテナンス分野の技術開発の促進、ならびに蓄電池設備への助成等を検討すること。

## 【交通政策】

1 四国の鉄道高速化検討準備会が公表（2016.4.18）した調査結果では、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が確認されており、この準備会も「四国の鉄道高速化連絡会」へ組織変更し、四国新幹線の整備計画への格上げをめざしてシンポジウムを開催する等精力的に活動を行っている。鉄道の抜本的高速化は、将来の鉄道ネットワークの維持及び地域経済活性化のために必要であり、香川県としても鉄道の抜本的高速化に向けた取り組みを強化すること。

また、並行在来線のあり方については、「四国における鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査」に記載されているとおり、「並行在来線は全て経営分離されないものとしてJR会社の採算性の評価を行っている」ことを堅持すること。

2 昨年「県民や観光客が移動しやすい交通網の整備を」との要求に対し、「輸送力、定時制等に優れた鉄道を中心に・・・(省略)・・・基幹的な交通は県を中心に、地域に密着した交通は市町で・・・」と回答が示されている。しかし、中心に据えている鉄道は沿線に限られていること、路線バスの運行域も各市・町内が基本であること、などから利用者の立場に立った交通網にはほど遠い状況にある。

鳥取県や奈良県など都道府県が地域公共交通網形成計画を策定する例もあることから、県が主体性を持ち、市・町を超えた横断的で根幹をなす交通網の整備を早急に行うこと。また、鉄道やバス、船舶など県民の日常生活に根付いた交通政策の推進には交流推進部ではなく政策部で取り組むこと。

3 地方バスへの補助金については経常費用の実績をもとに算定しているとのことだが、利用者の少ない四国においては収支状況を改善するため事業者が経営努力し、キロ当たりの単価（291.67円）は全国平均（388.37円）より25%も低い。こうした運送原価は人件費の抑制や車両更新の延長でしのいでいる結果であり、安全・安心な公共交通機関を維持するため、過剰な経費節減と言わざるを得ない。県においては国に対し、地方バスへの補助制度改善を働きかけるとともに、国庫補助をもらえる運行形態を併せて検討すること。

4 4月に発生した熊本地震において、鉄道が寸断されるなかでバスが移動手段となったが、燃料確保の点で東日本大震災の教訓が生かされなかった。業界同士の話し合いだけでは、実効性に限界があることから、大規模災害発生時の公共交通機関への燃料優先供給の協定や実効性ある体制を早急に構築すること。

5 自転車の安全対策の一環として自転車レーンの整備が進められているが、併せてバスの停留所やトラック・タクシーベイ、更には集配車両に配慮した施策と、一時的な駐停車に対応した駐停車空間の確保に向けた取り組みを実施して欲しい。

6 各自治体では、一極集中を是正し地方経済の維持・発展に向け、暮らしや仕事の充実、交流人口の促進などの各種施策を進めている。特に坂出北インターのフルインター化は、利便性の向上だけでなく、まちづくりの重要な要素である。昨年のスマートインター準備会は、四国整備局や地元自治体（香川県、坂出市）が主催して設置・開催されているが、坂出市だけでなく香川県の地方創生に寄与する施策であるとの認識のもと、積極的な取り組みを進めること。

また、現時点では、地区協議会の立ち上げに至っていないが、進捗状況について明らかにすること。

7 航路も陸上の道路と同様に、自治体が社会的インフラの整備（造船など）を行うこと。また、自治体での運営が困難な場合は、民間に委託する体制を構築すること。

8 国による「離島航路支援」が実施されるまでの間、県が関係自治体と連携して、宇高航路フェリーと同様に、離島航路へ支援対策を講じること。

9 宇高航路は、瀬戸大橋の開通以降、利用者の減少とともに事業者の撤退や減便等を余儀なくされ、存続が危ぶまれている。関係自治体では昨年、船舶の修繕費への財政支援が決定されたものの恒常的なものとはなっていない。

宇高航路が重要なルートとの認識の下、「海の県道」と考え、陸上の県道と同等の施策をすべきであり、引き続きの財政支援ならびに航路存続が図られるような施策を講じること。

10 船内廃棄物について、MARPOL条約の批准に伴う国内法の改正により海上投棄や焼却が制限され、陸揚げせざるを得ない状況にある。2012年12月に国土交通省より「港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン」が発行され、その中で港湾管理者の責務として、廃棄物処理施設や廃棄物の処理場が確保されるよう、これらの建設または配置について港湾計画等に定めることと記載されている。

しかしながら県が管理している公共バースや私設バースにおいて、船内廃棄物を陸揚げできる施設が整備されていない。県の対応は、事業系廃棄物との考え方であり、廃棄物処理業者の情報提供を行うなどの対応に留まっていることから根本的な問題解決に至っていない。

港湾管理者である県は県内の港や公共岸壁における船内廃棄物の受け入れ施設や廃棄物の処理場を確保する義務があることから早急に施策を講じられたい。

## 【食料・農林水産施策】

- 1 農林地の多面的機能が評価され、維持するための共同活動への支援策が講じられているが、その機能を果たすためには、まずは個々の農林業従事者への支援が必要である。農林業従事者が、継続できる環境を作るため直接支援策を実施すること。
- 2 鳥獣害被害は拡大しており、特に中山間地域では農業の存続にも関わる深刻な状況となっている。県組織における農林業への被害防止対策を一元的、一体的に取り組む体制確立を図ること。  
また、①被害が甚大な地域をモデル地区等を選定し集中的な対策を講じるとともにその検証を行うこと、②被害拡大を防ぐため個体識別管理や個体調整を徹底すること、③狩猟等を行う方の後継者づくりと体制づくりの検討、など具体的な対策を講ずること。
- 3 県が中心となって関係自治体と連携し、獣肉利用をより拡大するため、屠畜処理加工施設等を設置する事業者への設置費用助成等の支援対策を講じること。
- 4 農村地域に点在する空き家と耕作放棄地等を積極的に活用した「自然豊かな田舎暮らしのすすめ推進キャンペーン」（仮称）を人口減少や地域の活性化対策として積極的に展開し、県と市町が連携して高齢者や自然派志向の若者が定住化できる体制の整備を図ること。
- 5 「農業の6次産業化」は、地域農業の活性化や雇用の場の確保策としても有効な対策であることから、引き続き積極的に取り組むこと。また、これまでの成果や県の6次産業化のビジョン等を、PRパンフレットに取りまとめ関係機関への配布等を通じて、広く理解・協力者を募ること。
- 6 家畜堆肥は農地の地力増進を図るために不可欠な資材であり、畜産農家では耕種農家の需要が高い「完熟堆肥」を生産するために日々管理を行っている。  
しかし、完熟堆肥の生産には強い臭気の発生が伴うため、畜産農家では風向きや作業時間帯など地域住民に配慮して作業を行っているが、畜産施設周辺の混住化が進展する中で 住民とのトラブルに至るケースも増えている。  
そのため、一定地域内の畜産農家の堆肥化処理を担い、高品質な完熟堆肥を地域の耕種農家に安定供給するための堆肥センターの設置やそれに向けた支援を行うこと。
- 7 昭和40年代に植栽されたヒノキの伐採時期が迫っている。林業労働者の充足状況の把握とともに、これまで県としても担い手確保に向けた施策を講じているが、そのことが増員に繋がっているどうかを明らかにすること。

## 【男女平等・女性活躍】

「香川県庁未来を育てる子育て応援プラン 2015-2019」において「配偶者が出産する際の休暇や育児参加休暇の100%取得」「育児休業取得率10%」をめざしているものの、数値的にはなかなか進んでいないことは、昨年の回答でも明らかにされている。

そのような状況ではあるが、県内では昨年丸亀市がイクボス宣言を行い、その後金融企業2社も続いた後、今年5月には香川経済同友会の全会員社が宣言をしたと聞く。

香川県庁においても、丸亀市や政令市ならびに徳島県のように自らイクボス宣言を行えるような取り組みを進めるとともに、「女性活躍・両立支援推進アドバイザー事業」等の活用による企業経営陣等の意識改革を更に進めること。

## 【保育政策】

- 1 昨年度県の回答では、人材確保に処遇改善加算による支援や保育士人材バンクによる確保対策を進めるといっていますが、現場の実態からすると県も認識されているように保育士不足の最大の原因が業務に見合う処遇、働き方にあります。

保育現場では、1日の就業時間内に仕事が終わらない業務量のため、長時間労働（持ち帰り残業や職場での不払い残業）等の法律違反が横行し、働き続けられなくなっていることが明らかになっています。

また保育士確保ができないため、保育士ひとり分の業務を複数の時間パートでつなぎ一人分としなければならない実態や、無資格の保育士で対応している自治体が多くあり、このような実態を改善し、働き続けられる条件を整備しないがきり保育士は集まってきません。

子ども・子育て支援制度の目的である子どもの最善の利益を保障するために、保育士の確保と保育士が保育現場で定着するために以下の対策を早急にとること。

- (1) 自治体や民間の保育施設で、労働基準法や自治体条例・規則、就業規則等を遵守させる指導を徹底して行うこと。
- (2) 違反をしている自治体や民間施設に対して、保育士へのヒアリング等の実地調査を行い法律違反の実態を把握し、是正勧告などを徹底して改善させること。
- (3) 民間保育施設の処遇改善加算が適切に個人に支給されているかどうか実態把握を行うこと。適切に個人に支給されていない事実がある場合は、県として監督・監査を行い必要な是正を行うこと。

2 子ども・子育て支援新制度に伴い、保育の質の改善策として、2015年度・2016年度とも、すでに地方交付税措置がされており、国会でも「質の確保のため活用」と答弁されていることから下記の対策をとること。

(1) 3歳児の配置基準については、2015年度からすでに15:1で加算措置されていることから、子どもたちの保育の公平・平等に保育をするために公立保育所、民間保育所全ての保育所で適応するよう県として、指導・助言を徹底すること。

(2) 消費税法第1条2項に基づき、公立保育所の臨時・非常勤等保育士の給与についてすでに計上されていることから、給与改善をするよう自治体に周知・徹底すること。

## 【子育て支援】

### 1 子育て支援施策

- (1) 様々な理由により家族と一緒に食事が出来ない子ども達の居場所として、「子ども食堂」等の活動が展開されている。夫婦共働き世帯、母子世帯、貧困世帯等で育つ子どもの居場所作りとして、上記の活動をはじめ種々の活動のバックアップや各活動同士の連携について県として検討すること。
- (2) 2014年度から取り組み2015年度拡充している香川健やか子ども基金事業は、「市町が策定する平成27年度から平成31年度までの事業実施計画を審査し、その期間にかかる交付金を一括交付する」としており、市町の創意工夫を促しつつ支援を行うなど良い施策と考えていた。  
昨年の回答では「今後は、基金を活用した優れた事業例を紹介し、各市町での実効性のある取り組みを促すなど、市町との連携・協力を図ってまいります。」との回答であり、以降も一定期間事業を継続するものと思っていたところ、2016年度当初予算では同事業は無くなったように見受けられる。  
直接住民と接する機会の多い市町が地域事情に応じた活用ができる事業である同事業を止めた理由ならびに、今後の市町の子育て対策への支援の考え方について明らかにされたい。
- (3) 県下全ての市町が小学校卒業まで乳幼児医療費支援補助としていることをふまえ、県負担分としている就学前までをまず小学校卒業までに引き上げること。
- (4) 県は病児・病後児保育利用料無料化事業の対象を2015年度より拡大しているものの、「第2子3歳未満」を対象にしていない市町も多く見受けられる。ぜひ全ての自治体が対象を拡大するように働きかけること。  
また病児・病後児施設を見ると、県内でも偏在があるように思える。住民が利用しやすいように施設の拡充を図ること。

### 2. ひとり親家庭支援

香川県ひとり親家庭等自立促進計画（2015～2019年度）の中では、全国的にはひとり親世帯の54.6%が貧困であるとされている。アンケートでも習い事に関し経済的な余裕が無いとのことである。ひとり親家庭学習支援員派遣事業について、本年6月よりモデル事業として希望者を募集しているが、申込み状況や実施の効果等を伺いたい。なお、上記ひとり親家庭の貧困率の状況も鑑み、ニーズに応じて募集枠を拡大すること。

### 3. 子どもの貧困対策推進

県は「子どもの貧困対策推進計画（2015年～2019年）」を策定しているが、同計画の中で以下の取り組みを進めること。



- (1) 計画の中で「学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開」のため、スクールソーシャルワーカー配置の充実を図るとされている。  
今後、①スクールソーシャルワーカーの配置率についての目標値を設定すること、②スクールソーシャルワーカーを対象とした子どもの貧困対策に関する研修の実施、③学校の教員が子どもの貧困対策についてのコーディネーターとしてスクールソーシャルワーカーをうまく活用するために、教員に対してスクールソーシャルワーカー活用事例の周知等が重要であると思われるが、これについて県としての今後の計画を明らかにされたい。
- (2) 不登校児童に対しては、学校、適応指導教室、県教育センターなどが中心となり、相談にあっていると思われるが、適応指導教室や相談機関にも出向くことができない児童もいるのが現状である。そのような児童に対しての教育分野における資源として、「学生ボランティア等による学習支援を目的としたアウトリーチ型の事業」を検討すること。
- (3) 児童養護施設等の退所児童のための相談体制整備について記載されているが、施設退所児童に継続的なアフターケアを行うためには、アフターケア担当である家庭支援専門員を始め、施設職員が長期に渡りその施設に定着することが望ましい。特に民間児童養護施設等における職員の定着について、県としての今後の具体的な取り組みを行うこと。

### 【生活困窮者対策】

生活困窮者自立支援については、県が実施する郡部9町にとどまらず、8市とも連携を図る連絡会を実施し、課題抽出や対応策の検討を諮られていると聞いている。また2016年度は香川県と香川労働局が雇用対策協定に基づき「重層的なセーフティネットの構築」を実施するとなっているように、生活困窮者等の支援においては重層的（多面的）支援等の取り組みが必要と考えており、以下の対応を検討すること。

- (1) 自治体や社会福祉機関、教育機関とも連携し、支援が必要な方の情報を的確に把握するとともに、必要な対応策を早期に情報提供できる体制を構築すること。
- (2) その中でも就労は大きな要素となるので、自治体等のカウンセラーと連携し、家庭状況を的確に判断し、生活・就労相談等の一体的実施事業等を活用した就労支援を実施すること。
- (3) 2015年度と同額予算で「子どもに対し学習の援助を行う事業」を実施しているが、学習指導に加え、スクールソーシャルワーカー等と連携し生活環境に配慮しつつ、子どもたちが本当に望む的確な進路指導やアドバイスが行えるようカウンセリング（ヒアリング）を実施すること。

### 【障がい者支援】

障害者優先調達香川県内自治体全体での契約実績が2013年度において36百万円程度であり、その内香川県の実績が5百万円余り、また2014年度においても県は6.5百万円程度である。

単純に比較はできないかも知れないが、県全体としても香川県単独としても、他自治体と比較した場合契約金額が少ないように思える。

県における2015年度の実績および2016年度計画を明らかにするとともに、2017年度は障がい者の自立した生活支援のためにも、更なる発注拡大に努めるとともに、市町ならびに民間企業への助言・指導に努めること。

## 【安心の介護政策】

1. 昨年「介護職員不足（または離職が多いこと）の原因として賃金が低いためであり、それを補う国の施策としての「介護職員処遇改善加算」が、全ての介護労働者に行き渡ること」を望み、同施策の利用状況を問うとともに着実に労働者に行き届くように指導体制も質したところである。

昨年の回答では「7月末時点で利用事業所が7割」とされており、制度があるにも関わらず利用しない事業所がありそうなことを危惧する。また実施状況について、抽出した実地確認も行っているとのことであるが、今年度および更に国の補助が増える可能性がある2017年度について、以下の取り組みを行うこと。

- (1) 2015年度の届出状況ならびに実績報告状況を明らかにすること。
- (2) 届出をした事業所の実績報告書を精査した中で、確実に労働者に「介護職員処遇改善加算」が渡ったか否か等の状況を明らかにすること。その中で年間支給額の前年対比が可能であればその状況も明らかにすること。
- (3) 実地確認の件数および問題点や課題等を明らかにし、処遇改善加算が全ての介護職員に届くようにすること。
- (4) 「介護職員処遇改善加算」の支払い対象の介護事業所に含まれない介護事業所（または介護職員）が存在すると聞いている。対象については国の制度によるものとするが、同じ介護職員が不利益を被らないように県として対策を講じるとともに、国に制度の拡充を求めること。

## 【医療政策】

1 医師・看護師等の医療従事者の不足が地域医療の確保を困難にしていることから、医療スタッフの離職防止や医療安全の確保等を図るため、「医療勤務環境改善支援センター」が設置されているが、医療労働環境の改善は進んでいません。センターの活動の充実を図り、積極的な取組を求めます。

- (1) 各医療機関における勤務環境マネジメントシステムの導入状況等について明らかにすること。
- (2) いわゆる「5 局長通知」「6 局長通知」が医療現場に浸透していないことから、通知を踏まえた先進的な事例等の周知を行い、県として医療従事者の労働条件改善を強力に指導すること。

2 病床機能の報告制度をもとに、県として地域医療構想策定にあたっては、地域の医療機関等の整備状況を的確に把握して、県民が地域で安心して暮らせるような地域医療構想を策定すること。

また、地域医療の中核となる自治体病院の役割を明確にし、必要な機能の充実を図れるよう支援策を検討すること。

3 医師確保については、県として積極的に確保対策や偏在対策を進めることが重要と考えて、「県立病院を核として医師確保を行い、各自治体等に派遣する体制等の構築を検討すること。」を要請してきた。様々な取組が行われていることは承知をしているが、さらに他の都道府県で具体的な取組等がないか調査等を行うこと。

また、地域医療支援センターの機能強化を図り、勤務医の負担軽減や勤務条件の整備のため、独自の財政支援策等を検討するなど具体的な改善策を講ずること。

4 看護職員については、夜勤交代制勤務や医療の高度化による負担増等による離職のため不足していると考えられる。早急な勤務条件の改善に向けて、県としての以下の取り組みを行うとともに、民間医療機関の模範となるよう公立病院の労働環境の改善を図ること。

- (1) 医療機関の労務管理者に対し、労働基準法令順守等の研修会の開催や労働条件改善の観点からの労働時間管理の徹底を要請するなど、看護職員の労働条件改善が図れるよう県内医療機関を指導するとともに、独自の支援策を検討すること。
- (2) 夜勤交代制勤務については、「複数で月8回以内の夜勤体制」を基本として、より負担の少ない夜勤体制の確立を図るよう取り組むとともに、医療機関の指導を行うこと。特に子育て期間中に夜勤の負担を少なくできるような仕組みを設けること。

5 地域医療介護総合確保基金については、2016 年度予算でも公費ベースで総額 1,628 億円とし、医療分 904 億円（うち国分 602 億円）、介護分 724 億円（うち国分 483 億円）の予算額を提示し来年度についても同規模の予算措置が見込まれます。都道府県は市町村からの市町村計画の提出を求め、事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）からの計画と併せ、総合的な都道府県計画を作成し国に提出する流れとなっています。

2014 年度に創設をされた基金は香川県でも 2014・15 年 2 年間で 42.5 億円となっています。

- (1) これまでの計画内容を明らかにするとともに、2 年間に行われた事業の事後評価を行い、評価結果を明らかにすること。
- (2) 2017 年度の県計画策定に向けては、市町ならびに事業者等（医療機関、介護サービス事業所等）からの要請を誠実に受け止めたうえで取りまとめを行い、官民間わず公正・公平な観点から総合的に計画案を示し基金配分を行うこと。